

令和4年3月30日召集

令和3年度3月定例総会議事録

新潟市南区農業委員会

新潟市南区農業委員会 令和3年度3月定例総会議事録

1. 開催日時 令和4年3月30日(水) 午後3時30分から午後4時05分

2. 開催場所 南区役所庁舎4階 講堂

3. 出席委員(19人)

会長(議長)	4番	原	平一		
委員	1番	野内	健一	2番	羽入一則
	3番	伊勢亀	裕二	5番	塩原信子
	6番	知野	勉	7番	堤一郎
	8番	小林	裕	9番	平原大悟
	10番	帯瀬	和幸	11番	曾山茂
	12番	伊藤	隆	13番	阿部源一郎
	14番	高橋	潤一	15番	阿部信哉
	16番	齋藤	雅美智	17番	野澤秀子
	18番	田村	常一	19番	清水昭

4. 欠席委員(一人)

5. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員選出

第3 議事

議案 第9号 新潟市農用地利用集積計画の取消しについて

議案 第10号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

議案 第11号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

追加議案

議案 第12号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

報告事項 新潟市農用地利用配分計画(案)について

報告事項 農地法第5条転用届出に関する受理について

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告事項 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について

第4 閉会

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 小沢昌己

事務局次長 滝沢秀樹

農地係長 岡田明

農政振興係長 和田友宏

7. 会議の概要

事務局長	定刻になりましたので、始めさせていただきます。本日の欠席者はありません。なお、傍聴人がおられますので、ご報告いたします。それでは、会長からごあいさつを頂き、引き続き総会の議事の進行をお願いいたします。原会長お願いします。
会 長	<あいさつ>
議 長	ただ今から、3月定例総会を開会いたします。 当委員会会議規則第4条で定める定足数に達しておりますので、当総会は成立しております。議事日程に従いまして、まず規則第14条第2項に基づき、議事録署名委員の選出について、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしとの声ですので、3番 伊勢亀委員、5番 塩原委員を指名いたします。 それでは、議案に入る前に、報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、本日の議案に関係がありますので、他の案件に先立ち報告することにご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしとの声ですので、事務局から説明をお願いいたします。
事 務 局	資料1、議案書4ページをご覧ください。 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、ご説明いたします。賃貸借を合意解約した旨の通知を受理したのは、白根地区4件、月潟地区4件でございます。4ページ1号は賃借人の変更による解約で、議案第10号、一般案件、新規5号の関連案件、2号は賃借人の都合による解約、3号は売買による解約、4号は借入農地の全面積ではなく、一部分のみを借入するための解約で、議案第10号、一般案件新規14号の関連案件です。5ページ、5号から7号は中間管理に移行するための解約で、記載のとおりの内容です。8号は賃借人の都合による解約になります。以上で報告を終わります。
議 長	事務局からの説明が終わりました。 これよりご質問をお受けしますが、ご発言に際しまして、挙手の上、議席番号とお名前を言うてから、ご発言いただくようお願いいたします。それでは、ただいまの説明についてご質問、ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議 長

ご質問、ご意見はないようですので、議事日程に沿って進めます。

はじめに、議案第9号 新潟市農用地利用集積計画の取消しについて、提案いたします。事務局から説明をお願いいたします。

事 務 局

議案第9号 新潟市農用地利用集積計画の取消しについて提案いたします。

A4横の1枚ものの資料をご覧ください。取消案件につきましては、令和3年度12月定例総会においてご承認いただきました、議案第50号、白根地区、売買3号です。取消理由は、定例総会、市公告日後、嘱託登記手続きの前に譲受人が亡くなり、所有権移転登記ができないことから、譲受人の相続人、譲渡人から新潟市農用地利用集積計画の取消申請書が提出されたためです。今後につきましては、譲受人側の準備が整いしたい、改めて売買の手続きを行うとのことです。以上で説明を終わります。

議 長

事務局からの説明が終わりました。

それでは、ただいまの議案第9号の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議 長

ご質問、ご意見がありませんので、議案第9号についてお諮りいたします。提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしの声ですので、議案第9号 新潟市農用地利用集積計画の取消しについて、提案のとおり承認と決定いたします。

次に、議案第10号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、提案いたします。事務局からの説明をお願いいたします。

事 務 局

議案第10号 新潟市農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。

資料2-1、新潟市農用地利用集積計画の決定について、ご覧ください。今回は新規の案件が利用権設定21件、売買3件、合計24件となります。申出等を踏まえ、事前調整を行った結果、各案件ともに農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である市基本構想への適合や、耕作に供すべき農用地の全ての効率的な利用といった要件を満たしているものと考えます。従いまし

て、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に対し要請するものです。

資料2-1、①一般案件の表紙をめくっていただき、令和4年3月の利用権促進事業地区別実績表をご覧ください。新規について、白根地区利用権設定、契約期間6年、件数1件、畑、1,071㎡、契約期間10年、件数13件、田、114,045㎡、畑、9,364㎡、所有権移転売買1件、田、3,970㎡、合計で件数15件、面積128,450㎡です。次に、味方地区、所有権移転、売買1件、田、3,072㎡です。次に、月潟地区利用権設定、契約期間3年、件数2件、田、4,084㎡、畑、975㎡、契約期間10年、件数5件、田、3,752㎡、畑、15,374㎡、所有権移転、売買1件、畑、1,846㎡、合計で件数8件、面積26,031㎡です。一枚めくっていただき、契約期間ごとの合計ですが、利用権設定の契約期間3年が2件、田畑合計で5,059㎡、契約期間6年が1件、田畑合計で1,071㎡、契約期間10年が18件、田畑合計で142,535㎡、所有権移転が売買3件、田畑合計で8,888㎡、農地異動の合計は24件、面積157,553㎡となります。詳細につきましては、議案書の3枚目以降となります。一覧表の右上にカッコ書きでページ番号を記載しています。新規の利用権設定については1ページから5ページの1号から21号です。農地の所在、地目、面積、借人、貸人、契約、内容、譲受人経営内容、譲渡人経営面積について記載しています。内容欄には支払方法、10a当たりの借賃、支払い期限、契約の開始期、終期の期間が記載されています。申請案件6号につきましては、譲受人が加茂市の方のため、譲受人経営内容欄の面積が50aに満たない数字になっていますが、加茂市農業委員会に確認し、4ha以上の面積で経営していることを確認しております。申請案件15号、17号につきましては、新規就農者への利用権設定となることから、譲受人経営内容欄が空欄となっております。こちらについては、新規就農に係る案件となるため、調査委員会に付されております。

次に、所有権移転の売買については6ページの1号から3号です。農地の所在、地目、面積、譲受人、譲渡人、契約、内容、譲受人経営内容、譲渡人経営面積について記載しています。内容欄には支払方法、支払の総額と10a当たりの価格、支払期限、移転、引渡時期が記載されています。売買の申請案件につきましては、譲渡人と規模を拡大したい意向のある譲受人との相談の結果、話がまとまったものです。申請案件3号につきましては、4ページの新規の利用権設定16号と関連があります。こちらにつきましては、法人の構成員である方が農地を購入し、そのまま法人に農地を貸し付ける形となるため、同時に新規の利用権設定の申請が行われております。

続いて、資料2-2、②農地中間管理事業関連の表紙をめくっていただき、令和4年3月の利用権促進事業、農地中間管理事業地区別実績表をご覧ください。新規の利用権設定について、白根地区、契約期間10年、件数2件、田、3,903㎡です。次に、月潟地区、契約期間10年、件数2件、田、28,895㎡です。農地異動の合計は、件数4件、面積32,798㎡となります。詳細につきましては、1枚めくっていただき、1ページの1号から4号となります。農地の所在、地目、面積、借人、貸人、契約、内容、譲受人経営内容、譲渡人経営面積について

は記載のとおりです。以上で説明を終わります。

議 長

つづきまして、農用地利用集積計画、一般案件の3ページ新規15号、4ページ新規17号にかかる新規就農の案件について、調査委員会の結果を、第3調査委員長の14番 高橋委員から報告をお願いいたします。

第3調査
委員長

去る、3月25日 午後2時から、第3調査委員会を開催いたしました。
調査委員会に付託された案件のうち、新規就農に係る案件についてご報告いたします。議案書、資料2-1の一般案件、3ページの15号、4ページの17号、新規の利用権設定の申出に際し、新規就農計画書の提出がありましたので、ご本人からおいでいただきました。申請地は月潟地区の東長嶋、西萱場、上曲通の農地5筆、面積合計で5,059㎡です。経営は、ニンニク、さといもの露地野菜の栽培で行うとのことです。申請人は平成31年から2年9ヵ月に渡って、木滑の農家の下で、農業に携わっていた経験をお持ちです。この農家さんが令和3年10月に他界されたことを受け、自身が栽培などのノウハウを引き継ぐ形で就農するとのことです。農機具等の必要な設備については、令和4年度中に法人化を予定していることから、大半は法人化後の令和5年度以降に補助金や制度資金を活用して導入する予定とのことです。JAとも協議済みであり、新規就農者として適当と判断されます。なお、今後については、5年後を目途に面積を2ha程度まで拡大したい、黒ニンニクなどの加工にも取り組みたいとの意向でした。法人化も検討されていることから、農業委員会事務局や区の産業振興課、県の普及センターとすり合わせを行いながら、補助金や制度資金を最大限活用して、なるべく負担が少ない形で営農を開始するよう助言しました。以上で報告を終わります。

議 長

事務局からの説明と調査委員長の報告が終わりました。
それでは、議案第10号について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議 長

ご質問、ご意見がありませんので、只今の案件についてお諮りいたします。提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしの声ですので、議案第10号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、提案のとおり承認と決定いたします。

次に、議案第11号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、追加議案第12号

農地法第3条許可申請に関する意見決定について、一括して提案いたします。事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

資料1、議案書1ページをご覧ください。

議案第11号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、ご説明いたします。白根地区3件、味方地区1件でございます。

白根地区1号の申請地は、田尾の畑1筆で転用目的が個人住宅建築敷地です。1号の申請地は、当日配布資料、農地転用許可申請に係る審査表、1ページ、2ページに記載のとおり、集団的に存在する農地、その他良好な営農条件を備えている農地として、第1種農地に分類されますが、不許可の例外規定に該当し、許可相当と判断しております。

続いて、白根地区2号で1か所訂正をお願いします。農地区分に第1種農地とありますが、農用地に訂正をお願いします。白根地区2号の申請地は、下山崎の畑2筆で転用目的が作業所増築及び露天資材置場敷地です。2号の申請地は、当日配布資料、農地転用許可申請に係る審査表、3ページ、4ページに記載のとおり、農業振興地域内の農用地に分類されますが、不許可の例外規定に該当し、許可相当と判断しております。

続いて、白根地区3号の申請地は、次郎右エ門興野の畑1筆で転用目的が個人住宅建築敷地です。3号の申請地は、当日配布資料、農地転用許可申請に係る審査表、5ページ、6ページに記載のとおり、集団的に存在する農地、その他良好な営農条件を備えている農地として、第1種農地に分類されますが、不許可の例外規定に該当し、許可相当と判断しております。

続いて、味方地区4号の申請地は、吉江の畑2筆で転用目的が個人住宅建築敷地です。4号の申請地は、当日配布資料、農地転用許可申請に係る審査表、7ページ、8ページに記載のとおり、集団的に存在する農地、その他良好な営農条件を備えている農地として、第1種農地に分類されますが、不許可の例外規定に該当し、許可相当と判断しております。

続いて、議案書2ページをご覧ください。追加議案第12号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、ご説明いたします。白根地区3件、味方地区1件でございます。

白根地区1号は、使用貸借権を設定することにより、農地の耕作権を取得するものです。1号の申請は、当日配布資料の9ページの農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると判断できます。

続いて、白根地区2号は、売買により所有権を移転するものです。

2号の申請は、当日配布資料の10ページの農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると判断できます。

続いて、白根地区3号は、売買により所有権を移転するものです。3号の申請は、当日配布資料の11ページの農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると判断できます。

続いて、味方地区4号は、後継者に使用貸借権の再設定をするものです。4号の申請は、当日

配布資料の12ページの農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると判断できます。なお、議案第11号、追加議案第12号は、いずれの議案も調査委員会に付されております。以上で説明を終わります。

議長 つづきまして、調査委員会の調査結果について、第3調査委員長の14番 高橋委員から報告をお願いいたします。

第3調査委員長 去る、3月25日 午後2時から、第3調査委員会を開催しましたので、ご報告いたします。調査委員会に付託された案件は、農地法第5条許可申請が4件、農地法第3条許可申請が4件です。

資料1の議案書1ページ、農地法第5条許可申請の1号ですが、転用者の代理人からおいでいただきました。申請地は、田尾の畑1筆 面積は331㎡で、転用目的は、個人住宅建築敷地で、契約内容は使用貸借権の設定です。転用者は、現在、アパートに居住していますが、子供が生まれ手狭になることから、祖父所有の農地を借り受け、個人住宅を建築するため申請しました。申請地の農地区分は、10ha以上の農地の集団性があるため、第1種農地に分類されますが、不許可の例外として、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当し、建設課とも協議済みで排水関係も問題ないことから許可相当と判断し、許可後に工事を行うよう指導しました。

続いて、5条許可申請の2号ですが、転用者からおいでいただきました。申請地は、山崎興野の畑2筆 面積は514㎡になります。転用目的は、作業所増築及び農業用露天資材置場で、契約内容は賃借権の設定です。転用者は、隣接地に作業所を所有していますが、平成20年に増築した際、農地法の許可を受けていないことが判明し、今回始末書を提出し申請しました。申請地の農地区分は、農用地区域内にある農用地で、農業用施設用地の指定を受けております。転用は原則許可できませんが、農用地区域内農地の不許可の例外規定に該当し、周辺農地への影響もないことから、違反転用ではありますが、追認で許可相当と判断し、今後は、農地法を遵守するよう指導しました。

続いて、5条許可申請の3号ですが、転用者の代理人からおいでいただきました。申請地は、次郎右エ門興野の畑1筆 面積は170㎡になります。転用目的は、個人住宅建築敷地で、契約内容は売買による所有権の移転です。転用者は、現在、親世帯と同居していますが、子供が生まれると手狭になることから、申請地を買い入れ、個人住宅を建築するため申請しました。

続いて、5条許可申請の4号ですが、転用者の代理人からおいでいただきました。申請地は、吉江の畑2筆 面積は305㎡になります。転用目的は、個人住宅建築敷地で、契約内容は贈与による所有権の移転です。転用者は、現在、隣接地に居住していますが、建物が古くなり新居の建築を計画し、父所有の農地を譲り受け、個人住宅を建築するため申請しました。

5条許可申請の3号と4号の農地区分は、10ha以上の農地の集団性があるため、第1種農

地に分類されますが、不許可の例外として、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当し、建設課とも協議済みで排水関係も問題ないことから許可相当と判断し、許可後に工事を行うよう指導しました。

続いて、2ページの追加議案、農地法第3条許可申請の1号です。申請地は、下塩俵の田1筆、面積は961㎡で、農用地区域内です。契約内容は使用貸借権の設定で、申請内容は、譲受人が農地の耕作権を取得するためとのことです。

続いて、3条許可申請の2号です。申請地は、蔵主の田2筆、面積は366㎡で、農用地区域内です。契約内容は売買による所有権の移転で、申請内容は、譲受人が経営規模を拡大するためとのことです。

続いて、3条許可申請の3号です。申請地は、蔵主の田2筆、面積は2,274㎡で、農用地区域内です。契約内容は売買による所有権の移転で、申請内容は、譲受人が経営規模を拡大するためとのことです。

続いて、3条許可申請の4号です。申請地は、味方の田14筆 畑2筆、面積は30,479㎡です。契約内容は使用貸借権の再設定で、申請内容は、譲渡人が農業者年金の経営移譲年金を継続受給するためとのことです。

なお、3条許可申請の1号から4号は、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないことを確認しております。以上で、第3調査委員会の報告を終わります。

議長

事務局からの説明と調査委員長報告が終わりました。

それでは、議案第11号及び追加議案第12号について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、議案第11号についてお諮りいたします。提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとの声ですので、議案第11号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、許可すべきものと決定し、いずれも3,000㎡を超える案件ではないことから、許可処分を行います。

つづきまして、追加議案第12号についてお諮りいたします。提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとの声ですので、追加議案第12号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、許可することに異議なしと決定いたします。

次に、報告事項に入ります。一括して事務局からの説明をお願いいたします。

事務局 新潟市農用地利用配分計画(案)について説明します。こちらについては、農地中間管理機構から受け手の耕作者への賃借に関する内容となります。資料3の新潟市農用地利用配分計画(案)をご覧ください。1枚めくっていただいて、令和4年3月の地区別実績表をご覧ください。

新規の利用権設定について、白根地区、契約期間10年、件数2件、田、3,903㎡です。次に、月潟地区、契約期間10年、件数2件、田、28,895㎡です。農地異動の合計は、件数4件、面積32,798㎡となります。詳細につきましては、1枚めくっていただいて、1ページの1号から4号となります。農地の所在、地目、面積、借人、貸人、契約、内容、譲受人経営内容、譲渡人経営面積については記載のとおりです。

つづきまして、資料1、議案書3ページをご覧ください。農地法第5条転用届出に関する受理について、ご説明いたします。届出を受理したのは、白根地区1件でございます。転用内容につきましては、有料老人ホーム等建設敷地で面積は、1,017㎡です。

続いて、議案書6ページをご覧ください。農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、ご説明いたします。届出を受理したのは、白根地区4件でございます。相続等によって農地の所有権を取得したとき、適正に農地として利用されるよう、届出が義務づけられたものです。今回、斡旋の希望はありませんでした。以上で、報告を終わります。

議長 事務局からの説明が終わりました。ただいまの説明についてご質問はありませんか。

(質問なし)

議長 質問がないようですので、ただいまの報告事項は承認されました。その他、委員の皆さまから何かございますか。

(特になし)

議長 ないようですので、本日の議事として提案いたしました議案、及び報告事項については終了いたします。以上で3月定例総会を閉会いたします。

事務局から連絡事項をお願いします。

議事録に相違ないことを認める。

議 長 原 平 一

署名委員 伊勢亀 裕 二

署名委員 塩 原 信 子